

## 【改正内容周知用】

島根県と取引のある事業者の皆さまへ

# 暴力団排除へのご協力のお願い

平成 30 年 1 月 31 日 島根県総務部総務事務センター

島根県では、「島根県暴力団排除条例」（平成 22 年島根県条例第 49 号）に基づき、県が発注する物品調達業務（物品の買入れ、借入れ、製造の請負及び不用品の売払い）に係る入札及び契約から暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を排除する取り組みを進めています。

今回、「島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱」（平成 23 年島根県告示第 454 号）が、平成 29 年 12 月 26 日島根県告示第 685 号で改正され、平成 30 年 1 月 1 日から施行されました。

ついでには、改正内容を具体化し、暴力団等の排除を徹底するため、以下の内容についてご協力をお願いします。なお、以下の内容については、物品調達業務に係る一般競争入札の公告例及び入札説明書記載例等に追記するほか、平成 30 年 2 月 1 日以降発注分から、「暴力団排除に係る特記事項」として契約書及び請書へ添付することとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

### ■入札履行時における排除

一般競争入札の公告例及び入札説明書記載例、指名競争入札の指名通知例に追記します。

（不当介入への対応）

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（入札実施所属）に報告するとともに警察に通報してください。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとします。

### ■契約履行時における排除

「暴力団排除に係る特記事項」として契約書及び請書へ添付することとします。

（基本的事項）

第 1 受注者（乙）は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（下請等からの排除）

第 2 乙は、本契約に係る業務の下請又は再委託（乙が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

（契約解除）

第 3 島根県（甲）は、乙又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）第 4 条第 1 項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

（不当介入等への対応）

第 4 乙は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 乙は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに乙に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 乙は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、甲と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた乙又は下請負人が、上記 (1) 又は (2) の報告及び通報を怠ったと認められるときは、甲は乙に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

【お問い合わせ先】 島根県総務部総務事務センター物品調達グループ 電話 0852-22-5683